



育児休業を取得したら収入はどう変わるの??



育児休業を取得したら
給料が減るんでしょ?



育児休業期間中、給料や扶養手当等の各種手当は支給されません。
月途中の場合は、日割で支給します。
児童手当、時間外勤務等の前月の勤務に対する手当は支給されます。

育児休業を取得したいけど
収入が減るのは困るなあ



育児休業中は、共済組合から「育児休業手当金」が支給されます。
育児休業を取得してから（原則）子の1歳の誕生日の前日まで請求できます。

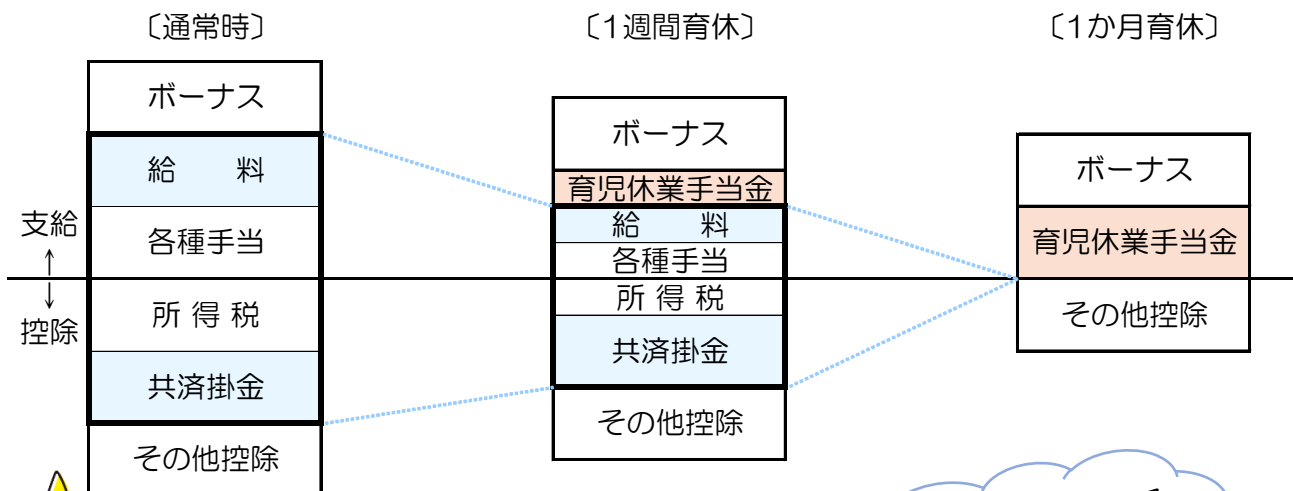


賞与や昇給、退職手当
には影響しないの?



育児休業期間が1か月以内であれば期末・勤勉手当は減額されません。
育児休業は昇給に影響しません。（4月1日に育休中の場合、復職後に調整）
退職手当は休業期間の1/3（子が1歳超は1/2）が在職期間から除算されます。

▼取得期間ごとのイメージ



月末時点で育児休業を取得している場合
その月の共済掛金が免除になります。
月途中で2週間以上育児休業(中抜け)を
取得した場合も同様に免除になります。

別紙「収入影響モデルケース」
を見て、実際の支給額を
イメージしてみよう!





収入影響モデルケース



▼36歳男性・主査Aさんの場合



- ・家族構成 産休中の妻と生後1か月の長女
- ・給料月額 297,500円
- ・標準報酬月額 340,000円

※育休を取得した月は土日を除き22日間と仮定

育児休業を取得しない場合

		通常時
支給	給料	297,500円
	扶養手当	16,500円
	通勤手当	2,000円
	育児休業手当金	-
	小計	316,000円
控除	共済掛金	50,510円
	所得税	5,420円
	住民税	9,500円
	小計	65,430円
実支給額		250,570円



育児休業中は（原則）子の1歳の誕生日の前日まで「育児休業手当金」を請求できます。
180日目までは標準報酬日額の67%、
181日目からは50%が支給されます。

育児休業を取得した場合

		育休 - 1週間	育休 - 2週間	育休 - 1か月
支給	給料	229,886円	162,272円	0円
	扶養手当	12,750円	9,000円	0円
	通勤手当	2,000円	2,000円	0円
	育児休業手当金	51,755円	103,510円	227,722円
	小計	296,391円	276,782円	227,722円
控除	共済掛金	50,510円	0円	0円
	所得税	2,870円	2,120円	0円
	住民税	9,500円	9,500円	9,500円
	小計	62,880円	11,620円	9,500円
実支給額		233,511円	265,162円	218,222円
通常時との比較		△17,059円	14,592円	△32,348円
		93%	106%	87%



2週間以上で
共済掛金免除



育児休業期間が1か月以内であれば、賞与（期末・勤勉手当）は減額されません。
育児休業中は収入が減りますが「育児休業手当金」が収入の一部を補います。
育児休業は「1日単位」で取得できますので、ぜひ前向きに御検討ください。

※上記ケースはあくまでも一例であり、実際の収入を保証するものではありません。
育児休業取得による収入の変化を把握するための参考として御覧ください。

※詳しくは人事課にお問合わせください。